

会計年度任用職員を募集

(鎌倉市小・中学校市費負担非常勤講師)

鎌倉市立小学校の児童支援専任教諭の後補充で授業を行い、行事等に従事する会計年度任用職員を募集します。

身 分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員
職 種	鎌倉市小・中学校市費負担非常勤講師（児童支援専任教諭後補充市費負担非常勤講師）
募集人数	若干名
勤務内容	小学校の児童支援専任教諭後補充の授業並びに当該小学校の行事等の業務
応募資格	小学校又は中学校の教育職員普通免許状がある人 ※本職種は小学校勤務となるため、小学校の教育職員普通免許状を所持する合格者を優先して採用する場合があります。 ※次のいずれかに該当する場合は、受験できません。 (1)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
任用期間	採用の日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで （5 年を限度として、更新の場合あり）
勤務日数	A パターン 1 の年度につき 205 日、1 週間につき 5 日を超えない範囲内。 8 月は勤務を要しない。 B パターン 1 の年度につき 123 日、1 週間につき 3 日を超えない範囲内。 8 月は勤務を要しない。 C パターン 1 の年度につき 82 日、1 週間につき 2 日を超えない範囲内。 8 月は勤務を要しない。
勤務日	学校と調整して決定（原則として土・日・祝日を除く）
勤務時間	A パターン 1 週間につき 28 時間を超えない範囲内で学校長が指定する時間。 B パターン 1 週間につき 16 時間を超えない範囲内で学校長が指定する時間。 C パターン 1 週間につき 12 時間を超えない範囲内で学校長が指定する時間。 いずれのパターンも、基本の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分まで（休憩時間 1 時間を含む）又は午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分までとし、勤務時間帯をずらす場合は学校長の指示による。なお、学校行事等の業務に従事する場合は、午前 8 時から午後 5 時までとすることができる。（休憩時間 1 時間を含む）
勤務場所	鎌倉市立小学校（勤務校は選べません）

報酬額	<p>日額</p> <p>(1) 1日4時間勤務 9,652円</p> <p>(2) 1日6時間勤務 14,478円</p> <p>(3) 1日8時間勤務 19,304円</p> <p>(令和8年(2026年)4月1日時点) その他、期末勤勉手当の支給あり</p>
交通費	<p>自宅から勤務地までが片道2.0km以上である場合に支給</p> <p>(公共交通機関の場合は実費弁償、自転車等の場合は、使用距離に応じた額を支給)</p>
休暇	<p>年次有給休暇、療養休暇、忌引休暇等</p>
加入保険	<p>雇用保険及び社会保険(厚生年金・健康保険)はAパターンのみ加入あり</p> <p>労働者災害補償は全パターンに適用あり</p>
申込方法	<p>所定の申込書に記入し、電話連絡の上、持参又は郵送してください。</p> <p><u>郵送の場合は「特定記録」など配達記録を確認できる方法での郵送を推奨します(郵送中の事故等による未着等については一切の責任を負いかねます)。</u></p> <p>※申込書は、鎌倉市ホームページからダウンロードすることができます。</p> <p>〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 第4分庁舎</p> <p>鎌倉市教育委員会 学びみらい部 学校教育課</p> <p>電話：0467-61-3812(平日の9時～12時及び13時～17時)</p>
選考日	<p>集合時刻及び場所については、申込書受領後電話連絡にてお知らせします。</p>
選考内容	<p>書類審査(申込書記載内容)及び面接</p>
合否結果	<p>選考後、2週間程度で郵送にて連絡します。</p>
合格から採用まで	<ol style="list-style-type: none"> 最終合格者は、会計年度任用職員採用候補者名簿に成績順に登載され、登載日以降の採用となります。 採用候補者名簿登載の有効期限は、登載日から令和9年(2027年)3月31日までです。 児童支援専任教諭後補充市費負担非常勤講師は、配置先の小学校によって担当教科が異なるほか、一人で複数教科を担うことがあります。このため、小学校免許を所持する者を優先して採用します。また、中学校免許を所持する者は、各小学校で教科の指導希望が無い場合、採用に至らないことがあります。 合格者が採用予定人数を超えた場合は、名簿登載有効期限内に新たに採用の必要が生じた際に、名簿登載者の上位から採用します。<u>(必ず任用があるとは限りません。)</u> 受験資格がないこと又は申込書に記載した内容に虚偽があることが判明した場合、合格又は採用を取り消すことがあります。
その他	<p><u>小学校又は中学校の教育職員普通免許状の写しを添付し、面接当日に原本をお持ちください。</u></p> <p>受験の際に提出された書類はお返しできません。</p> <p>詳細は学校教育課 教育指導担当までお問い合わせください。</p> <p>TEL 0467 (61) 3812</p>